

忘恩行為を理由とする 贈与の撤回・解除 —民法（債権法）改正拾遺

客員弁護士 二本松 利忠

第1 はじめに

親族間で贈与がなされた後、受贈者が贈与者を虐待するなど、受贈者に忘恩行為¹があった場合に、贈与者は贈与を撤回又は解除して贈与した物を取り戻すことはできるか。民法にはこの問題を直接に規律する規定がなく、裁判実務でしばしば争いになってきたところ、平成27年3月31日に国会に提出された「民法の一部を改正する法律案」の立案段階で、このような場合を規律する規定を新たに設けることが検討された。しかし、多くの新設規定と同様、最終案の段階で外されてしまった。以下、「幻の条文」に終わった贈与の撤回(解除)をめぐる問題を紹介することとする。

第2 忘恩行為等を理由とする贈与の撤回・解除

1 贈与の撤回等に関する現行民法の建前

現行民法では、書面によらない贈与は、贈与者がこれをいつでも撤回することができるが、履行の終わった部分については撤回することは許されないとされている(民法550条)。したがって、書面による贈与や履行が終了した贈与については、受贈者に忘恩行為等があった場合などの特別の事情が生じた場合に、そのことを理由として贈与者が贈与の効力を否定して、給付した物の返還を請求することは許されないのが原則である²。

一方、大陸法系の諸国では、忘恩行為その他特別の事情による贈与の撤回を認めている立法例が多いようである³。例えば、フランス民法では、受贈者が①贈与者の生命を狙った場合、②贈与者に対して虐待、違法行為、重大な侮辱をして有責の場合、③贈与者に対する扶養料を拒んだ場合に、贈与者は贈与の撤回ができるとしている。我が国の民法は、このような諸外国の立法例と比較すると特異な存在であるが、明治時代の法典編纂の過程において、諸外国の立法例をも参照した上で、贈与の撤回を明確に否定したものとされている⁴。

2 忘恩行為と贈与の撤回等に関する裁判例

贈与をめぐるのは、将来の扶養などを期待して贈

与したり、それまでの良好な情誼関係を基礎にして贈与したにもかかわらず、受贈者にその関係を破壊するような重大な忘恩行為・背信行為があったとして、贈与を撤回又は解除して贈与した物の返還を求めるといふ紛争がしばしば生じている。

上記の立法の経緯からすれば、このような場合の贈与の撤回又は解除は認められないことになり、裁判例にも、贈与後に感情的な対立が生じて受贈者が贈与者に暴行を加えて傷害を負わせた事案について、民法には、ドイツ民法等のような忘恩行為に基づく取消権に関する規定はないとして贈与の取消しを否定した仙台高判昭36・8・23下民集12巻8号1953頁がある。

しかし、裁判例の多くは、受贈者に贈与の基礎となった情誼関係を破壊するような忘恩行為等があった場合に贈与の効力を否定し、目的物の返還を認める傾向にあるといえる。ただし、この場合を規律する明文の規定を欠くため、次のとおり、様々な法律構成が用いられている。

(1) 負担付贈与と認定し、負担の不履行による解除を認めた事例(東京高判昭52・7・13判時869号53頁、東京高判昭54・12・20判タ409号91頁等)

上記東京高判昭52・7・13は、受贈者が老齢に達した贈与者を扶養し、円満な養親子関係を維持し、同人から受けた恩愛に背かないことを贈与に伴う負担と認定し、受贈者がその負担である義務の履行を怠ったとして、贈与契約の解除を認めた(上告審の最判昭53・2・17判タ360号143頁も、この結論を認容して上告を棄却した。)

(2) 受遺欠格(民法965条、891条)に準ずる事由がある場合には贈与を取り消すことができるとした事例(札幌地判昭34・8・24下民集10巻8号1768頁等)

(3) 動機の錯誤があったとして贈与を無効とした事例(福岡地判昭46・1・29判時643号79頁等)

(4) 信義則又は条理により贈与の撤回を認めた事例(新潟地判昭46・11・12下民集22巻11=12号1121頁、東京地判昭50・12・25判タ335号288頁、大阪地判平元・4・20判時1326号139頁等)

上記新潟地判昭46・11・12は「贈与が親族間の情誼関係に基き全く無償の恩愛行為としてなされたにも拘らず、右情誼関係が贈与者の責に帰すべき事由によらずして破綻消滅し、右贈与の効果をそのまま維持存続させることが諸般の事情からみて信義衡平の原則上不当と解されるときは、諸外国の立法例における如く、贈与者の贈与物返還を

認めるのが相当である」とした。

また、上記東京地判昭50・12・25は「贈与が、親族関係ないしはそれに類する継続的な特別の情宜関係に基づいてなされたに拘らず、右情宜関係が、受贈者の背徳的な忘恩行為によって破綻消滅し、ために贈与者が、右贈与なかりせば遭遇しなかったであろう生活困窮等の窮状に陥り、右贈与の効果を維持することが諸般の事情に照らし条理上不当と解されるような場合には、贈与の撤回ができる」とした。

3 忘恩行為と贈与の撤回等に関する学説

学説上も、最近では、一定の場合に贈与の撤回又は解除を認める見解が多いが、①受遺欠格の規定を類推適用する見解、②負担付贈与と認定して負担の不履行解除を認める見解、③信義則により処理すべきとする見解、④事情変更の原則による見解、⑤法の欠缺があるとして条理による撤回を認める見解等、裁判例以上に様々な見解が主張されている⁵。

第3 民法(債権法)改正の立案段階における検討

1 中間試案

上記のとおり、裁判実務においては、受贈者の贈与者に対する背信行為等を理由として贈与の効力を否定することを認めるものが多い。しかし、その法律構成は多岐にわたっており、また、どのような場合に認められるかの要件や贈与の効力が否定される範囲も不明確で、法的安定性を欠くと批判されていた。

そこで、今回の民法(債権法)改正の準備段階から、贈与における背信行為等を理由とする撤回(又は解除)の規定を新設することが検討され、中間試案に、次のような新設規定が盛り込まれた⁶。

「(受贈者に著しい非行があった場合の契約の解除)

贈与契約の後に、受贈者が贈与者に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は受贈者にその他の著しい非行があったときは、贈与者は贈与契約を解除して、返還を求めることができる。」

また、これと併せて、「贈与者が贈与契約の時に予見することのできなかつた事情の変更が生じ、これにより贈与者の生活が著しく困窮したとき」に贈与契約の解除を認める(ただし、履行済みのものは除く。)という規定も盛り込まれた⁷。

2 最終案

ところが、中間試案に対するパブリック・コメントにおいて、このような規定を設けることに賛成す

る意見が多数であったものの、反対の意見も少なからずあり⁸、法制審議会民法(債権関係)部会の議論でも解釈上の疑義・問題点がいろいろと指摘され⁹、結局、議論が熟していないとして、今回の民法(債権法)改正案からは外されることになった。同様に、贈与者が著しい困窮に陥った場合の贈与の解除に関する規定も盛り込まれなかった。

第4 おわりに

今回の民法(債権法)改正で受贈者に著しい非行があった場合の贈与契約の解除等に関して明文の規定が設けられないことは残念であり、この問題に対する対処の仕方は従前どおり解釈論によることになる。

贈与の動機・態様は多様であるにしても、その基礎には信頼・情誼関係が横たわっているのが一般であるから、受贈者によってその信頼関係・情誼関係が覆されたり、贈与者やその家族の生活が極度に困窮した場合は、贈与の原因が失われたものとして、贈与の撤回(解除)を認めるのが相当なことがある。その場合に、どのような法律構成によるのが適当かはもちろん事実関係によることになるが、信義則ないし条理に基づく贈与の撤回又は解除を肯定して贈与した財産の取戻しを認める処理の仕方が排斥されたわけではないと考えられる。その場合、「受贈者が贈与者に対して虐待をし、若しくは重大な侮辱を加えたとき、又は受贈者にその他の著しい非行があったとき」という要件に基づき、厳正かつ慎重な判断がなされることになろう。

1 「忘恩行為」とは、一般的に、受贈者が贈与者を殺害しようとしたり、贈与者に対して暴行・虐待を加え、あるいは侮辱を与えるといった受贈者の行為とされている(このほか異性関係、遺棄、贈与者の親又は配偶者に対する虐待・侮辱等の行為を含むことがある)。ただし、我が国においては、「忘恩」は、受贈者が贈与者に恩情をかけてもらいながら、その恩を忘れるという意味にとられやすく、特殊な身分の上下関係に由来する恩とか義理といった日本的な倫理観をイメージさせるものであるため、最近では、「背信行為」、「非行」という言葉が使用される傾向にある。

2 後述のとおり、贈与が負担付であった場合には、双務契約の規定が準用されるから(民法553条)、受贈者が負担(例えば扶養)を履行しないときは、贈与者は贈与契約を解除することができる。

3 加藤一郎「忘恩行為と贈与の効力」法教16号69頁、後藤泰一「忘恩行為にもとづく贈与の撤回—ドイツ法を通して—」民商91巻6号1頁

4 後藤・前掲3頁、加藤一郎・前掲69頁

5 加藤一郎・前掲71頁、加藤永一「履行済みの贈与が撤回される場合があるか」ジュリスト増刊・民法の争点236頁、山本敬三『民法講義Ⅳ-1』(有斐閣、2005年)356頁

6 「民法(債権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)」151頁

7 上記中間試案151頁

8 民法(債権関係)部会資料71-5『民法(債権関係)の改正に関する

る中間試案』に対して寄せられた意見の概要(各論5)』(法務省
HP:www.moj.go.jp)

- 9 法制審議会民法(債権関係)部会第16回会議(平成22年10月19日)
議事録(法務省HP:www.moj.go.jp)